

対象年度		令和 6年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート													
事務事業名		社会資本整備総合交付金事業費（二工区）						予算事業名		社会資本整備総合交付金事業費							
予 算 科 目		会計	08	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令								
				02	01	01	22	経常経費									
総合計画体系		住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう						事業の区分		主要事業（6次総非掲載）							
		快適で住みやすいまちづくり								重点事業							
		良質な住宅地の整備						担当課係等		区画整理課							
事業期間		継続（平成28年度～令和 5年度）										換地補償係					
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】									
都市の発展につなげるための広域交流拠点として、土地区画整理事業により新たな活力を持った新市街地の形成を目指す。								平成22年度予算より創設された制度として、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実施のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援を行う事業であり、当該制度を平成28年度から活用。									
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】									
下記事業に対して、交付金を活用し事業を行う。（補助率：1/2） ・工事（道路築造、道路舗装など） ・物件移転補償（家屋、工作物など）								結城南部第二土地区画整理事業施行地区内居住者等。									
								【事業をとりまく環境の変化】 平成16年度に、「まちづくり交付金」制度として創設。 平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置付けされた。 【現計画期間：令和5年度まで】計画延伸予定									
【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】				【令和 8年度 事業内容】									
・工事（道路舗装など） ・物件移転補償（家屋・工作物など）				・工事（道路舗装など） ・物件移転補償（家屋・工作物など）													
■事業費																	
				R04年度		R05年度											
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	4,500	4,100										
	県		支	出	金	0	0										
	地		方		債	4,000	3,690										
	そ		の		他	0	0										
	一		般	財	源	500	410										
歳入計（千円）				9,000		8,200											
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）											
	14 工事請負費			5,100		8,200											
	21 補償補填及び賠償金			3,900		0											
歳出計（千円）（A）				9,000		8,200											
伸び率（％）						-8.88											
備 考	総合計画 ページ 予算書 324 ページ																

令和 4年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R04年度	R05年度	R06年度
活動 指標	道路整備率(築造完了分)	%	目標	99.50	99.50	99.50
	道路を整備する		実績	99.50	0.00	0.00
	保留地処分率	%	目標	82.00	85.00	87.00
	保留地を販売する		実績	91.63	0.00	0.00
成果 指標	事業進捗率	%	目標	97.50	98.10	98.50
	事業を推進する		実績	97.50	0.00	0.00
	結城南部地区内人口	人	目標	8,500.00	8,400.00	8,300.00
	区画整理による住環境整備により地区内人口の増		実績	8,405.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	都市の発展につなげるための広域交流拠点として、土地区画整理事業により新たな活力を持った新市街地を目指すため必要な事業である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向けの複数補助金を原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設されたものであることから、市が実施主体になることは妥当である。
	手段の妥当性	A 妥当である	社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取り組みを支援することにより、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善等を図ることを目的とした交付金のため、当該交付金を活用することは手段として妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	社会資本整備総合交付金は、国の補助制度であり、自由度が高く、地方の創意工夫が生かせる交付金のため効率的である。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	土地区画整理事業地内の居住者や公共施設利用者に対して、広く便益を提供している。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	区画道路等の整備により、住環境の整備が進み定住促進に寄与している。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	一部の地権者との合意形成の遅延により、整備計画への影響が懸念される。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
ある一定の成果は得られているが、一部地権者との合意形成の遅れにより、道路の供用開始などの事業計画や資金計画への影響が懸念される。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
国の補助制度である社会資本整備総合交付金を最大限活用できるよう、引き続き地権者との合意形成に務め、適切な期間での事業完了を目指す。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 国の補助制度である社会資本整備総合交付金を最大限活用するため、引き続き事業を推進する。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり	